



平成18年5月16日

各 位

会 社 名	ク ラ リ オ ン 株 式 会 社
代 表 者 名	取締役社長 泉 龍 彦
(コード番号)	6 7 9 6 東証・大証各第一部
問 合 せ 先	
責任者役職名	常務執行役員 経営推進本部長
氏 名	和 田 泰 彦
T E L	(048) 443-1111 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第18条(取締役会)、第29条(監査役及び監査役会)、第38条(会計監査人)を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第9条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第26条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (5) 定款上で引用する条文を会社法の相当の条文に変更するものであります。
- (6) 旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (7) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月27日(火曜日)

以 上

定 款 変 更 の 内 容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 当社は、クラリオン株式会社と称し、英文では、CLARION CO.,LTD.と表示する。	(商 号) 第 1 条 (現行通り)
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電気機器、通信機器及びその部分品の製造販売 2. 自動車電装品及びその他の自動車用品の製造販売 3. 車載用冷房・冷凍機器及びその部分品の製造販売 4. 厨房機器、住宅設備機器及びその部分品の製造販売並びに請負工事 5. 磁気・静電容量・光学記録媒体の製造販売 6. 医療用具、装粧品、日用雑貨品及びスポーツ用品の販売 7. 旅行業 8. 広告代理業 9. 貨物運送取扱事業 10. 情報通信システム、情報処理システム、ソフトウェアの企画、開発、販売及び保守、管理並びに事務処理の請負 11. 金銭の貸付、債務の保証、各種債権の買取り 12. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務 13. コンピューターネットワークを利用した情報提供サービス事業 14. コンピューターネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託及び代行 15. 前各号に付帯又は関連する一切の業務	(目 的) 第 2 条 (現行通り)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都文京区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 (現行通り)
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 4 条 当社の公告 <u>方法</u> は、 <u>電子公告</u> とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができ

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (会社が発行する株式の総数) 第 5 条 当会社が発行する株式の総数は、4 億 5 千万株とする。 (自己株式の取得) 第 6 条 当会社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項 第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (1 単元の株式の数) 第 7 条 当会社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。 (単元未満株券の不発行) 第 8 条 当会社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u> (株券の種類) 第 9 条 当会社が発行する株券の種類は、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u> (名義書換代理人) 第 10 条 (1) 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> (2) <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</u> (3) 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する諸手続については、名義書換代理人に取扱わせ当会社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規程) 第 11 条 当会社の株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、<u>株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する諸手続並びにその手数料については、本定款のほか、取締役会におい</u>	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、4 億 5 千万株とする。 (自己株式の取得) 第 6 条 当会社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u> (単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 (単元未満株券の不発行) 第 8 条 当会社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u> (株券の発行) 第 9 条 当会社は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、株式に係る株券を発行する。</u> (株主名簿管理人) 第 10 条 (1) 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> (2) <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> (3) 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規程) 第 11 条 当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使</u>

現 行 定 款	変 更 案
て定める株式取扱規程による。 (基準日) 第12条 (1) 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 (2) 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して基準日を定めることができる。 第 3 章 株 主 総 会 (招集の時期) 第13条 定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要の際随時招集する。 (議 長) 第14条 (1) 株主総会の議長は、社長がこれに当る。 (2) 社長に事故あるときは、他の取締役がこれに代り、取締役の全員に事故あるときは、出席した株主の中からこれを選任する。 (新 設) (議決権の代理行使) 第15条 株主は、他の議決権ある株主に委任	に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (基準日) 第12条 (1) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。 第 3 章 株 主 総 会 (招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (招集権者及び議長) 第14条 (1) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 (2) 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (議決権の代理行使) 第16条 (1) 株主は、当社の議決権を有す

現 行 定 款	変 更 案
してその議決権を行使することができる。<u>但し、株主又は代理人は、当会社に委任状を提示し、その代理権を証明することを要する。</u> (決議の方法) 第16条 (1) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 (2) 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。 第4章 取締役及び取締役会 (新 設) (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、9名以内とする。 (取締役の選任) 第18条 (1) 取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。 (2) 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 (取締役会の招集及び議長) 第20条 (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。 (2) 社長に事故あるときは、他の取締役がこれに当る。	る他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (2) 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (決議の方法) 第17条 (1) 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 (2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第18条 当会社は、取締役会を置く。 (取締役の員数) 第19条 (現行通り) (取締役の選任) 第20条 (1) 取締役は株主総会の決議により選任する。 (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (3) 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 (2) 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(3) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、<u>会日の 3 日前にこれを発する。但し、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。</u> (代表取締役) 第 2 1 条 代表取締役は、取締役会の決議を<u>もって定める。</u> (役付取締役) 第 2 2 条 (1) 当会社には、<u>取締役会の決議により社長 1 名を置く。但し、社長は、代表取締役でなければならない。</u> (2) <u>業務上必要あるときは、取締役会の決議により取締役会長 1 名、副社長、専務取締役並びに常務取締役各若干名を置くことができる。</u> (新 設) (新 設) (取締役会規程) 第 2 3 条 取締役会に関する事項については、法令又は<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (取締役の報酬) 第 2 4 条 取締役の報酬は、<u>株主総会においてこれを定める。</u>	(取締役会の招集通知) 第 2 3 条 (1) 取締役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (2) <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第 2 4 条 (1) 代表取締役は、取締役会の決議により<u>選定する。</u> (2) <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の決議の方法) 第 2 5 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> (取締役会の決議の省略) 第 2 6 条 当会社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (取締役会規程) 第 2 7 条 取締役会に関する事項については、法令又は<u>定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (取締役の報酬等) 第 2 8 条 取締役の報酬等<u>は、株主総会の決議により定める。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会 (新 設) (監査役の員数) 第 2 5 条 当会社の監査役は、<u>4 名以内とする。</u>	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第 2 9 条 <u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u> (監査役の員数) 第 3 0 条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第26条 監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。 (監査役の任期) 第27条 (1) 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 (2) 補欠として就任した監査役の任期は、前任者の任期が満了すべきときまでとする。 (監査役会の招集) 第27条の2 (1) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。但し、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。 (新 設) (常勤監査役) 第28条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。 (新 設) (監査役の報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会においてこれを定める (新 設) (新 設) (新 設)	(監査役の選任) 第31条 (1) 監査役は、株主総会の決議により選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第32条 (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 (監査役会の招集通知) 第33条 (1) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議の方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (常勤監査役) 第35条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。 (監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (監査役の報酬) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 第 6 章 会 計 監 査 人 (会計監査人) 第38条 当会社は、会計監査人を置く。 (会計監査人の選任)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 3 9 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u>
	(会計監査人の任期)
	第 4 0 条 (1) <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> (2) <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	(会計監査人の報酬等)
	第 4 1 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
(営業年度及び決算期日)	(事業年度)
第 3 0 条 当社の <u>営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日に至る年 1 期とし、毎営業年度の末日を決算期日とする。</u>	第 4 2 条 当社の <u>事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u>
(利益配当)	(期末配当金)
第 3 1 条 (1) <u>利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</u>	第 4 3 条 当社は、 <u>株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u>
	(期末配当金の除斥期間)
	第 4 4 条 (1) <u>期末配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> (2) <u>未払いの期末配当金には利息をつけない。</u>
(附 則)	(附 則)
第 1 条 この定款の変更は、決議の日より施行する。	第 1 条 この定款の変更は、決議の日より施行する。